

奈良県障害者計画改定に係る業務委託事業者募集要項

1. 適用

本要項は、奈良県障害者計画改定に係る業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

奈良県障害者計画改定に係る業務

(2) 業務の目的

本業務は、奈良県障害者計画（以下、「現計画」という。）を改定するものであり、令和7年度から令和11年度を計画期間として、障害者基本法第11条第2項に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条第1項に基づく障害福祉計画及び児童福祉法第33条の2第1項に基づく障害児福祉計画を一体的に策定する業務である。

(3) 業務の内容

仕様書のとおり。

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託金額の上限

7,051,000円（税込額）を限度とする。

※ただし、本業務の実施については令和6年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合がある。なお、この場合においても、本事業の受託者募集に要した経費を請求することはできない。

(6) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月15日まで

3. 参加資格

本事業の受託者募集に参加できる者は、次に掲げるすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q4「検査・分析・調査業務」を主たる業務で登録している者（法人格を有する者に限る）であること。
- (4) 過去5年間（令和元年度～令和5年度）において、国、都道府県、市町村、あるいはこれらが構成員となっている団体（実行委員会等）を契約の相手方として、医療・福祉分野の計画策定業務または調査・分析業務を受託し、履行した実績があること。

4. 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県福祉医療部障害福祉課自立支援・療育係
電話番号 0742-27-8513
ファクシミリ 0742-22-1814

(2) 説明会について

本件業務にかかる説明会は実施しない。

(3) 質問の受付

- ①受付期間 令和6年3月1日（金）午後5時まで
- ②受付方法 「質問票」（様式2）に必要事項を記載のうえ（1）の担当部局にファクシミリにて送付
※送付後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- ③回答方法 公正な競争を妨げる質問を除き、「奈良県障害福祉課ホームページ」に随時公表する。
※質問者への個別の回答は行わないものとする。
※公表の際、質問者名は明示しない。

(4) 参加申込書等の提出

- ①提出期限 令和6年3月7日（木）午後5時まで
- ②提出先 （1）の担当部局に同じ。
- ③提出方法 持参又は郵送に限る。
持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）
郵送の場合、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便等受け渡し
しが確実な方法により提出すること。
- ④提出物
（ア）参加申込書（様式1-1）
（イ）事業者概要書（様式1-2）
業務案内（パンフレット等）がある場合は、添付してください。
（ウ）同種業務実績（様式1-3）
過去5年以内（令和元年度～令和5年度）に、医療・福祉分野の計画策定または調査・分析業務を国、都道府県、市町村、あるいはこれらが構成員となっている団体（実行委員会等）を契約の相手方として、履行した業務が対象。
業務内容が的確に判断できる資料（契約書の写し等）を添付してください。
（エ）法人登記事項証明書（企画提案書提出日前3ヶ月以内に交付されたもの）
※参加申込書提出後、プロポーザルの参加を辞退される場合は、辞退届（様式1-4）1部を、下記提出期限までに提出してください。
- ⑤提出部数 上記④の提出書類を（ア）（イ）（エ）1部（正本）、（ウ）6部（正本1部・副本5部）
※ 副本については、提案者を判読できるような記載及び用紙の使用をしないこと。

(5) 企画提案書等の提出

- ①提出期限 令和6年3月19日（火）午後5時まで
- ②提出先 （1）の担当部局に同じ。
- ③提出方法 持参又は郵送に限る。
持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）
郵送の場合、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便等受け渡し
しが確実な方法により提出すること。
- ④提出物
（ア）企画提案書（様式3～様式5）
（イ）見積書
- ⑤留意点
企画提案書（様式4、様式5）の作成については、5（1）企画提案書等の評価に留意するとともに、以下の（ア）～（ウ）を踏まえて作成すること。
（ア）様式4「業務実施体制」
 - ・担当分野欄は「総括責任者」及び「各担当業務」の分野、担当欄は「主任担当者」「担当者」の別を記入すること。
 - ・業務をするにあたって資格、経歴等があれば備考欄に記入すること。
 - ・アピールポイント欄は、本委託業務のアピールポイントを記入すること。（イ）様式5
仕様書の内容を十分に踏まえた提案内容とすること。

(ウ) 見積書 (任意様式)

- ・ 県が提示した委託料上限額の範囲内で、実現可能な提案内容となっており、仕様書の4に記載の業務内容別に必要な経費が分かる見積書を作成すること。

※ 本プロポーザルの審査は提案者名を伏せて行う予定のため、企画提案書類 (様式4~5) については、提案者名を記載しないこと。提案者を特定できるロゴマーク、モチーフ、コーポレートカラー等の使用も不可とします。

⑥ 提出部数 上記④の提出書類を 6部 (正本1部・副本5部)

※ 副本については、提案者を判読できるような記載及び用紙の使用をしないこと。

⑦ その他 1事業者につき1提案とし、再提出は認めない。

(6) 日程

2月27日 (火)	要項配布及び質問受付開始
3月 1日 (金)	質問受付終了 (午後5時まで)
3月 5日 (火)	質問回答公表
3月 7日 (木)	参加申込書受付期限
3月11日 (月)	参加資格審査結果通知
3月19日 (火)	企画提案書等受付終了 (午後5時まで)
3月25日 (月)	プレゼンテーション (詳細は後日連絡)
3月27日 (水)	業者決定通知

5. 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

① 企画提案書等の評価は、奈良県障害者計画改定業務委託事業者選定審査委員会 (以下「審査委員会」という。) において、別記評価基準に基づき審査を行うものとし、審査は非公開で行う。

1) 業務実績、業務実施体制等に照らして、当該業務を適切かつ確実に遂行することができる能力、知識及び経験を有しているか。

2) 必要な知識、分析力、企画立案力があり、企画提案内容が的確で実現性のあるものとなっているか。

② 提出のあった提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。

③ 選定結果は、提案書提出者に対し、令和6年3月27日 (水) を目途に、書面により通知する。また、通知後速やかに、少なくとも契約期間中は、以下に掲げる事項について奈良県ホームページへの掲載により公表する。なお、選定結果に対して、異議を申し立てることはできない。

ア. 業務名、受託者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日

イ. 受託者・提案者毎、各評価項目毎の評価点及び合計点 (ただし、受託者以外の業者名は公表しない。)

(2) 受託者の選定

提案書は、県が設置する審査委員会において審査を行い、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、受託者として選定する。ただし、審査項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託者として選定の対象にしない。

提案者が1者の場合は、各委員の合計得点が満点の6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者を受託者として選定する。ただし、審査項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託者として選定の対象にしない。

(3) 事業者との契約

① 受託者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行う。

② 選定された者は、通知があり次第県担当者と打合せを行い、委託業務契約を締結した後、速やかに業務に着手すること。

③ 当企画提案書でなされた県が有効と判断した提案については、県の指示のもと、必ず実施すること。

④ 企画提案書、その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

⑤ 契約に係る契約保証金、損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則 (昭和39年5月奈良県規則第14号) に定めるところによる。

⑥受託者の選定後から契約締結までの間及び契約締結後に、受託者及び契約の相手方が次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しない又は解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

- ア. 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- イ. 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ウ. 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ. 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結したとき。
- キ. 下請契約等に当たり上記アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、県が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ク. 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を県に報告せずまたは警察に届けなかったとき。

（4）その他

採択された企画、提案書の内容は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

6. その他

（1）提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

①書類の提出期限を過ぎたとき。

②提出のあった提案書等が様式及び記載すべき事項に適合せず、県の定めた期日までにその補正に応じないとき。

③本件企画提案に対して、二以上の提案をしたとき。

④提出書類に虚偽の記載をしたとき。

（2）特定された提案者の書類は返還しない。しかし、特定されなかった提案者の企画提案書は返却するものとする。

（3）提出された書類は、書類の審査に使用する場合、必要部数を複写する場合がある。

（4）選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要及び提案書等の情報公開を行う場合がある。

（5）選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

（6）委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県障害福祉課の指示に従うこと。